

公立園及び小中学校における給食費の改定について

— 令和9年度の保護者負担の見直し —

1 給食費（令和9年度）の見直し（案）

食材料費の上昇に対応し、必要な栄養と給食の質・安全を確保しながら、安定した給食提供を続けるため、令和9年度から給食費（保護者負担）を見直す。

区 分	現 行	令和9年度(案)	増 額
公立保育園等	250 円／食 (月 5,000 円)	300 円／食 (月 6,000 円)	+50 円
小学校	54 円／食 (食材料費 340 円－国支援 286 円)	84 円／食 (食材料費 370 円－国支援 286 円)	+30 円
中学校	320 円／食 (食材料費 400 円－国・市支援 80 円)	350 円／食 (食材料費 430 円－国・市支援 80 円)	+30 円

※公立保育園等給食費：現行 5,000 円/月＝主食費 500 円＋副食費 4,500 円

2 見直しを必要とする背景

- ・食材料費の価格上昇が続き、給食費を据え置いたままでは食材料費との乖離が拡大する一方であること。
- ・学校や園では、必要な栄養量を確保するために食材の置き換えやデザート・おやつ提供方法の見直しなど献立や食材の工夫を重ねているが、現行の金額で補うことが難しくなっている。価格上昇を献立の工夫だけで吸収する余地が小さくなっているため、給食制度を安定して維持するための見直しが必要

3 給食提供を継続するための基本的な考え方

「いといがわの給食」を3つの視点のバランスをとりながら運営する。



4 公立保育園等の給食費の見直し内容

令和元年10月以降、給食費を改定しておらず、学校給食とは改定経過が異なるほか、公立園の設定額が私立園の給食費にも影響するため、公私の保護者負担水準も意識して見直す。

区 分	現 行	令和9年度(案)	設定の考え方
主食費	500 円／月	900 円／月	実際の調達状況や米価の変動を踏まえて設定
副食費	4,500 円／月	5,100 円／月	副食材料費の実績・物価動向、国の補足給付基準額等を参考
合 計	5,000 円／月 (250 円／食)	6,000 円／月 (300 円／食)	主食費・副食費を区分して設定

- ・主食費は、現在の米の契約単価（5kg 4,500 円）など実際の調達状況を確認しつつ、米価の変動が大きいことも踏まえ、特定時点の価格だけに連動させない設定とする。
- ・副食費は、令和8年度の国の補足給付における副食材料費の基準額 5,100 円を参考として設定。また、副食費のみを対象とする減免制度があるため、主食費と副食費の区分を明確にしつつ、減免等の関連する取扱いも整理を行う。

5 学校給食費の見直し内容

学校給食は、食材料費の上昇に応じて段階的に必要な食材料費を確保。これまで、保護者負担は据え置いてきたが、令和9年度から保護者負担を1食30円増額する。

区分	R9 食材料費	国・市等の支援	R9 保護者負担	年間負担 (200 食)
小学校	370 円／食	国支援 286 円／食※	84 円／食	16,800 円
中学校	430 円／食	国・市負担等 80 円相当	350 円／食	70,000 円

※小学校は、令和8年度の国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、完全給食で月5,200円（11か月）の支援がある。また、中学校は、令和3年度の給食費統一時からの市負担20円／食等を含め、食材料費との差額を公費で補っている。なお、令和8年度は国の物価高騰交付金60円／食も活用している。

6 今後の進め方

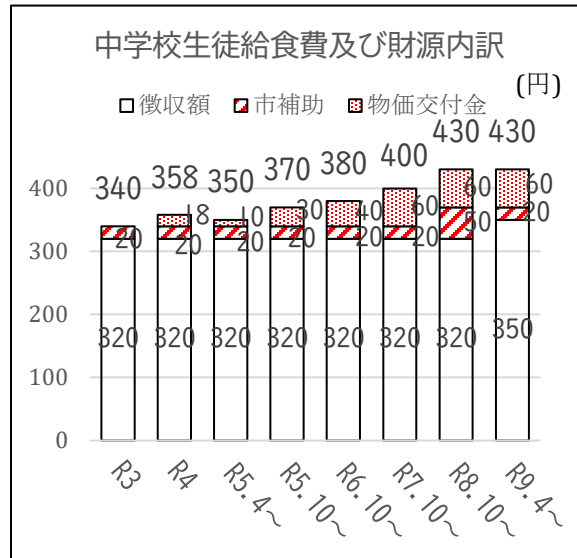
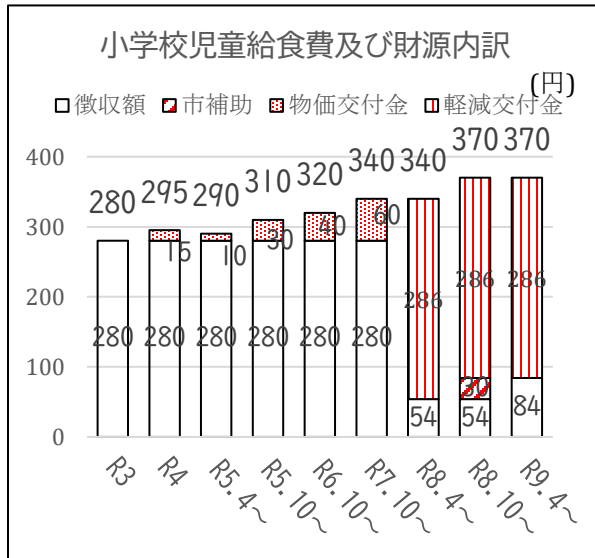
時 期	内 容
令和8年9月以降	学校・園等を通じて保護者へ説明・周知
令和9年2～3月	新年度の給食費を再周知
令和9年4月	新たな給食費を適用

- ・今後は、食材料費の実績、物価動向、主食の調達状況、国の制度・基準、公私の負担状況等を定期的に確認し、給食費の妥当性を検証しながら、必要に応じて保護者負担のあり方を適宜、検討する。

【参考資料】

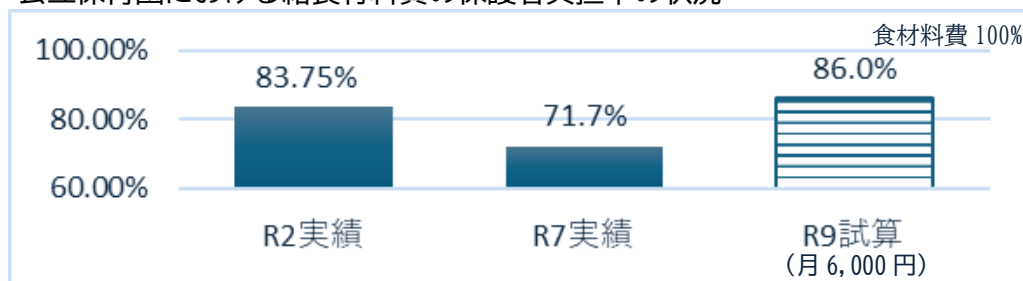
参考１ 食材料費等の推移とこれまでの対応

(1) 学校給食１食あたり食材料費の推移



※学校の食材料費は、各時点の１食あたり食材料費（市負担・交付金等を含む）。令和９年度は予定。

(2) 公立保育園における給食材料費の保護者負担率の状況



- ・令和７年度の公立保育園における保護者負担率は71.7%である。
- ・月額6,000円とした場合でも、令和７年度の同水準と仮定した単純試算では約86%で、食材料費の全額を保護者負担とする水準ではない。
- ※私立園の負担率を示すものではない。令和９年度試算は、令和７年度の負担率を基準に「71.7%×6,000円÷5,000円」で算出。

参考２ これまでの献立・食材面での対応

学校	園
食材の置き換え、デザート提供の見直し等により対応 (必要な栄養量は確保)	果物・おやつを提供方法等を見直して対応 (必要な栄養量は確保)

参考 3 園の主食費設定に関する米価等の状況

項目	金額等	留意点
園の現在の米契約単価	5kg 4,500 円 (900 円/kg)	実際の給食用精米の購入価格 R7JA 仮渡金 30,000 円/60kg R8JA 仮渡金 18,500 円/60kg

・米価は年度、契約時期、流通・精米経費、地元米の需給等により変動するため、主食費を仮渡金の増減率に直接連動させるものではない。

参考：現在の契約単価 900 円/kg で、炊飯後 130g/食・月 20 食・炊飯後重量 2.2 倍として単純計算すると、米相当額は月約 1,060 円。R9 主食費 900 円は現行調達価格による単純実費を下回る水準。

参考 4 学校給食と園給食のこれまでの対応等

項目	学校給食	園給食
改 定 経 過	食材料費の上昇等に応じ段階的に対応	R1.10 以降、給食費を据え置き
市 内 の 運 営	公立小中学校 調理業務を委託	公立園と私立園 自園における調理
私 立 へ の 影 響	—	私立園は独自設定であるが、公立の給食費設定額が私立園にも影響
料 金 の 考 え 方	1 食当たり給食費	主食費と副食費を区分
国 等 の 支 援	令和 8 年度から公立小学校の食材料費負担軽減 就学援助制度による支援	低所得世帯・多子世帯等の副食費に係る支援あり

参考 5 給食費の負担軽減に関する国の動向

- ・学校給食法により食材料費は保護者負担とすることは維持している。
- ・食材料費が国の支援基準額「月 5,200 円（年間 11 か月）」を上回る場合は、学校給食法に基づき保護者から給食費を徴収することが可能。
- ・令和 9 年度以降の具体的な支援内容・基準額は、現時点で市町村に具体的な情報が示されていない。制度変更が示された場合は、必要に応じて保護者負担を再検討する。
- ・園の副食費の基準額は、国の令和 8 年度の実費徴収に係る補足給付で月 5,100 円となっている。